

資源有効利用促進法政省令の一部改正に伴う対応について

1 政省令の改正概要

- (1) 元請及び下請業者は請負契約に際して、運搬費その他の指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めることが追加
- (2) 元請業者は再生資源利用（促進）計画書（以下、計画書）を発注者へ提出するとともに、内容の説明を義務化
- (3) 元請業者は計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(映像(デジタルサイネージ)による表示も可能)を義務化し、インターネット上に公表するよう努めることが追加
- (4) 計画書・実施書において、元請業者が保管する期間を1年から5年に変更
- (5) 元請業者は発注者から請求があれば、実施状況を報告することが義務化
- (6) 計画書の作成対象が拡大（建設発生土 1000⇒500 m³以上）
- (7) 国土交通大臣による勧告及び命令の対象となる建設業者が年度あたりの施工金額が50億円から25億円に拡大

2 対応方針

北海道水産土木共通仕様書及び森林土木共通仕様書（以下、共通仕様書）に下記の事項を追加する。

- (1) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（以下、計画書）の提出時に工事監督員へ内容を説明する。
- (2) 受注者は計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により、工事現場の見やすい場所へ掲示する。
- (3) 計画書は受注者の Web サイトに公開するよう努める。（努力義務）
- (4) 受注者が保管する計画書・実施書の期間を1年から5年に変更する。
- (5) 受注者は工事監督員から請求があったときは、実施状況を報告する。

3 対象工事

共通仕様書の規定により、計画書の提出が必要な全ての工事

（解説）

法令に基づき、計画書・実施書の提出が必要な工事は表1のとおりである。共通仕様書では、表1によらず、表2により該当する資材等を搬入・搬出する全ての工事に拡大して、提出対象としている。

今回の一部改正は表1の左側に該当する工事のみを対象としているが、対応が煩雑となるため、従来どおり「共通仕様書の規定により、計画書の提出が必要な工事」に拡大して適用する。

表 1 法令に基づき再生資源利用（促進）計画書・実施書の提出が必要な工事

資源有効利用促進法	建設リサイクル法
（再生資源利用促進計画書・実施書） 建設発生土 1,000⇒500m ³ 以上の搬出 Co・As 塊、建設木材 合計 200t 以上の搬出	（再生資源利用（促進）計画書・実施書） 契約金額（税込み）500 万以上の工事で特定 建設資材の使用または搬出がある工事は数量 に関わらず、提出 ※第 11 条の規定で通知が必要な工事の取り扱いは従来どおり変更なし。
（再生資源利用計画書・実施書） 建設発生土 1,000⇒500m ³ 以上の搬入 砕石 500t 以上の搬入 As 混合物 200t 以上の搬入	

表 2 共通仕様書に基づき再生資源利用（促進）計画書・実施書の提出が必要な工事

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書
建設リサイクル法に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を搬入する工事	建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を搬出する工事

※どちらも数量は問わず、搬入、搬出を伴う工事は全て対象

4 工事監督員の確認方法

施工プロセスチェックにて、「提出時の内容説明」、「見やすい場所へ掲示」が履行されているかを確認する。

説明手段は口頭による説明とし、書面や説明記録の作成は求めないものとする。

5 工事施行成績の扱い

施工プロセスチェックにて、「提出時の内容説明」、「見やすい場所へ掲示」の履行が確認できない場合は、監督員が評価する 2. 施行状況 I. 施工管理の「建設副産物の再資源化等への取組を適切に行っている。」、「施工プロセスチェック」、で指摘事項がなかった。」を評価しない。

履行が確認できない場合においても、総括監督員が評価する 7. 法令遵守等の「4. 関係法令に違反する事実が判明した。」を適用しない。（減点措置の対象としない。）

6 受注者への周知

周知漏れを防ぐため、水産土木工事は令和 5 年 10 月版、森林土木工事は令和 5 年 4 月版共通仕様書が適用されるまでの間、契約時に別添の周知資料を配布する。

資源有効利用促進法政省令の一部改正に伴う対応

1 適用

令和5年(2023年)2月1日以降に契約する水産土木工事及び森林土木工事

2 対応方針

北海道水産土木共通仕様書及び森林土木共通仕様書(以下「共通仕様書」)に下記事項を追加します。

- (1) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(以下、計画書)の提出時に工事監督員へ内容を説明願います。
- (2) 受注者は計画書を書面または映像(デジタルサイネージ)により、工事現場の見やすい場所へ掲示してください。
- (3) 計画書は受注者のWebサイトに公開するよう努めてください。(努力義務)
- (4) 計画書・実施書の保管期間を1年から5年に変更します。
- (5) 受注者は工事監督員から請求があったときは、実施状況を報告願います。

3 対象工事

共通仕様書の定めにより、計画書の提出が必要な全ての工事

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書
建設リサイクル法に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂、碎石(新材又は再生材)、その他の再生資材を搬入する工事	建設発生土、Co塊、As塊、建設発生木材(木材製品等)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト(飛散型)等を搬出する工事

※どちらも数量は問わず、搬入、搬出を伴う工事は全て対象

改正省令は下表左側に該当する工事が対象となっているが、**下表によらず「共通仕様書の規定により、計画書の提出が必要な工事」に拡大して適用する。**

資源有効利用促進法	建設リサイクル法
(再生資源利用促進計画書・実施書) 建設発生土 1,000⇒500m ³ 以上の搬出 Co・As塊、建設木材 合計200t以上の搬出	(再生資源利用(促進)計画書・実施書) 契約金額(税込み)500万以上の工事で特定建設資材の使用または搬出がある工事は数量に関わらず、提出
(再生資源利用計画書・実施書) 建設発生土 1,000⇒500m ³ 以上の搬入 碎石 500t以上の搬入 As混合物 200t以上の搬入	※第11条の規定で通知が必要な工事の取り扱い は従来どおり変更なし。

※省令の改正概要は別添参照



北海道

水産土木：水産林務部水産振興課
森林土木：水産林務部総務課

TEL：011-204-5470
TEL：011-204-5454